

越前市告示第81号



令和5年6月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月6日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和5年6月13日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 38 号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 13 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 越前市市税賦課徴収条例（平成 17 年越前市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によっ

て」を「により」に、「による」を「により徴収する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合には」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規

定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 8 2 条第 1 項エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 1 5 条の 2 の 2 第 4 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

附則第 1 6 条の 2 第 3 項中「1 0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

（越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和 4 年越前市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち越前市市税賦課徴収条例第 3 4 条の 9 第 2 項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する」に、「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」を「当該控除することができなかった金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中越前市市税賦課徴収条例第 3 8 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 4 1 条、第 4 4 条、第 4 7 条、

第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに第2条の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中越前市市税賦課徴収条例第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき越前市市税賦課徴収条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払をうけるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度越前市一般会計補正予算（第 1 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、越前市市税賦課徴収条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

越前市長 山田 賢一

記

専決第5号

越前市市税賦課徴収条例の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月31日専決

越前市長 山田 賢一

越前市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

越前市市税賦課徴収条例（平成17年越前市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」

を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第20項を削り、同条に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条



第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 1 5 条の 2 を削る。

附則第 1 5 条の 2 の 2 を附則第 1 5 条の 2 とする。

附則第 1 5 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 1 6 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（イ）中「3, 9 0 0 円」とあるのは「2,

〇〇〇円」と、同号ア（ウ）A中「6，900円」とあるのは「3，500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3，900円」とあるのは「3，000円」と、同号ア（ウ）A中「6，900円」とあるのは「5，200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### （固定資産税に関する経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の越前市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項

において「特例対象資産」という。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引 (以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の越前市市税賦課徴収条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市都市計画税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

越前市長 山 田 賢 一

記

専決第 6 号

越前市都市計画税条例の一部改正について

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 山 田 賢 一

越前市都市計画税条例の一部を改正する条例

越前市都市計画税条例（平成 1 7 年越前市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条

第 38 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 16 項に見出しとして、「（住宅用地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の減額）」を付する。

附則第 17 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の越前市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 17 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、越前市国民健康保険税条例の一部改正について下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

越前市長 山田 賢一

記

専決第 9 号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 3 1 日専決

越前市長 山田 賢一

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成 1 8 年越前市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「2 0 万円」を「2 2 万円」に改め、同項第 2 号中「2 8 万 5 , 0 0 0 円」を「2 9 万円」に改め、同項第 3 号中「5 2 万円」を「5 3 万 5 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 6 条の 2 中「第 2 7 条の 2 」を「第 2 7 条の 2 第 1 項」に改める。

第 27 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 4 項中「第 26 条第 1 項」を「第 26 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 5 項、第 6 項、第 8 項から第 11 項まで、第 14 項及び第 15 項中「第 26 条第 1 項の」を「第 26 条の」に改める。

附則第 17 項を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 3 号

越前市議会委員会条例の一部改正について

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

越前市議会議員	近 藤 光 広
〃	清 水 一 徳
〃	砂 田 竜 一
〃	大久保 健 一
〃	小 形 善 信
〃	川 崎 悟 司

越前市議会委員会条例の一部を改正する条例

越前市議会委員会条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「7 人」を「6 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の越前市委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員（以下「委員等」という。）に互選又は選任されている者は、この条例の施行の日に、改正後の越前市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、委員等にそれぞれ互選又は選任されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき議会運営委員会に付託



されている事項は、それぞれ改正後の条例の規定に基づき議会運営委員会に付託された事項とみなす。

議案第 4 5 号

工事の請負契約について

武生南小学校屋内運動場改修工事を次のとおり契約するものとする。

令和 5 年 7 月 5 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- |   |        |                                      |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 武生南小学校屋内運動場改修工事                      |
| 2 | 契約の方法  | 制限付き一般競争入札による契約                      |
| 3 | 契約金額   | 1 7 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円              |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社三田村工務店・南越建設工業株式会社特定建設工<br>事共同企業体 |

代表者 越前市神明町 4 番 8 号

株式会社三田村工務店